

大明律例譯義

六

保
6038
14-7



門 4 保 4
號 6038
卷 14-7

大明律例詳義卷之六目錄

錢債

典當取利

費用受等財產

得遺失物

市學

私充牙行埠頭

承買洋物

把持行市

私運銀兩

賭博

盜劫

盜劫

大明律例譯義卷之六目錄

錢債

違禁取利

費用受寄財產

得遺失物

市廛

私充牙行埠頭

市司評物價

把持行市

私違斛斗秤尺

器用布絹不如法

禮律

祭祀

祭享

毀大祀丘壇

致祭祀典神祇

歷代帝王陵寢

褻瀆神明

禁止師巫邪術

儀制

合和御藥

乘輿服御物

收藏禁書及私習天文

御賜衣物

失誤朝賀

失儀

奏對失序

朝見留難

上書陳言

見任官輒自立碑

禁止迎送

公差人負欺陵長官

服舍違式

僧道拜父母

失占天象

術士妄言禍福

匿父母夫喪

棄親之任

喪葬

鄉飲酒禮

兵律

宮衛

大廟門擅入

宮殿門擅入

宿衛守衛人私自代替

從駕警違

直行御道

內府工作人匠替役

宮殿造作罷不出

輒出入宮殿門

閑防內便出入

向宮殿射箭

宿衛人兵仗

禁徑漸人充宿衛

衛突儀仗

行宮營門

越城

門禁鎖鑰

懸帶閑防牌面

大明律例譯義卷之六

錢債



錢債の銅錢の債においぬ人の錢并に金銀の債に金銀の債のせり

違禁取利

錢債の利は法に依りて

凡内不の錢債として利を力又人の法違りて若質として
して錢債借く利をぬ事とする若は毎月利錢二れ
三分より多しとゆふは指借債借く月々の之費の利錢
年數久しと法に依りて利をぬと同一事と
ゆらりある利をぬふ事とハそれと同一事として
より多くは月々の利をぬと同一事として
一利と同一事として若お質ひして之を多くと同一事
久しくする事として利をぬと同一事として若四計

Handwritten bleed-through text from the reverse side of the page, including characters like '人', '私', '自', '利', '借', '債', '違', '禁', '取', '利'.

けり多くうらたけり利とせばより十銭とせし二十貫等
五十四貫杖六十八十貫より上杖一百より止む

若監臨官吏詰り代官に就て我々支配り一減せし又

ハ借物成りぬしとせし事とせしに其れをわらふこともの

杖八十法度の倍り利とせし其取らる利とせばり不

枉の賦と依て杖八十より重し其をさし方と付く

罪成端一罪杖一百流二千里より上り止む

右も借しに法度よりしして多く取らる利と取らるて

其書しるる事とせし也

借物したる者延しし物未の時節より上りし事と

罪より上り貫より上り借物若定めの月より上り之月延

引し事とせし若一十毎一月一貫杖如く若四十

十より上りたれ六十貫より上り若定めの月より上り之月

延引し事若二十毎一月一貫杖如く若定めの月より上り

二百六十貫杖如く若の延し之月延引し事若二十毎一

月一貫杖如く若杖字より上りたれ若定めの月より上り

若定めの月より上り

若家強して威嚇し強さく減借しせし事借したる若

如く心事なりは云候へし出さず裁許せしうけ金取たれ

く我れは小共人の取柄に借したる若くは人の畜直

多る半馬并に田代部金に取替むし若杖八十止

持りし物の直取借し若くは利より多きハ中城

とせし罪より上り若くは多きハ其れを其れ取らる

て借し若くは若くは

若借したるもの若くは若くは若くは若くは若くは若くは

若杖一百若人の取らる事威嚇せし若くは若くは若くは

取てあつた若く二名代加右の進位はゆくに就て書きたる
逐つて成る物の了にとも若く後罪を以て右の書きたる
親類は後を以て借する物に代はるる事あり

條例

一 惣じて威能はるる豪強なる人我々全治法、鈔少少人
小借し利益とする事とする者運糧官 運糧官 運漕と云
白くお入ししは、我々全治法運糧官の下の軍友
軍人借し共一隊に付し、古く運糧官の威能として軍
友軍人代擲しお擲して漕の年一つを以て古の若く
運漕して行舟の年と借次のおうに若く一を以て取
罪と云し人軍衛小属たる人若くは色請となして軍
充府列縣の支配するの民たること、中國人別のふく、外
れ地へなして民の如くして運糧官も物を文とせ

枉法を賦と石賦、賦しけられたる友糧と盗と知るか
くして、おもひの律より、一を以て罪より、一選
るれく、友小借し、たまり、むら、取の友人、し、吏典、并
小大、學校の書生、若、押、付、官、に、任、し、給、ひ、り、し、地、の、時
い、や、め、と、ほ、く、の、ひ、進、し、し、し、し、し、人、の、し、を、借、し、て
さ、し、官、小、任、し、て、後、さ、の、か、り、や、し、し、并、し、保、人、と、一、同、し、
借、し、先、の、任、ま、し、し、し、古、の、借、し、た、る、の、を、し、し、し、
と、事、と、す、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、
と、の、し、は、保、人、と、な、り、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、
と、一、箇、月、し、し、し、遠、割、の、律、よ、り、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、
たり

一 錢借し、と、か、り、の、衛、兵、の、委、任、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、
取、り、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、
取、り、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、

内軍官軍人の所爲に切實扶持方全浪等然志
借済り代りふおさくしせしむまうらるよの賊盜
律の詐欺官私以取財物者并計賊准竊盜論と
るの律は依る罪よりむむるを依りけりある
文句として枉法の賦として取を論とす

一 南京北京の兵部并一徳園より巡按巡按察司
等の月俸收のものにせしむ衛所よりこれ印列して
叶く吟味してうらむせしむる半也若衛所の軍職
其官職より質よりけりてはしむる半也若
寛めし帯俸差操ししむ右の印と質より取らるる
同し違制の罪状より抄號ししむ一箇月しむ
右の借りめりて依りけりしむ

一 南京北京并一法園より一法園ししむる半也若

月の久近より別よりしむる半也若
等よりしむる半也若
そ人の出らるる半也若
その半也若
関草一紙劫合りしむる半也若
ハ投て罪より盜各衛門文書律より依り杖一百刺字
しむる半也若
一 借銭しむる半也若
寺刑部都察院の系トおししむる半也若
し衛所より出民よりしむる半也若
左しむる半也若
右法園よりしむる半也若
ししむる半也若

まじりの...
大日...
ては...
すか...
若...
お...
あ...
お...
あ...

市塵

商人の賣買...
市人の事...

私充牙行埠頭

牙行...
埠頭...
私...
入...

城市...
埠頭...
諸色の牙行...
私...

人并...
任所姓...
高...
高...
高...

高貴物の負教書付書て毎月之儀へ出せり冷
味ささる幸なりし程を云候しりのし付せる程は
内不めく古に牙行埠頭入敷に充分者一杖六十
取めらる牙錢四拾と云候しれ上りし若く候しり
牙行埠頭の敷みのしにしりし若く候しり
ささる其牙行埠頭の儀をささる上りし

市司評物價

評物價とて物の若く候しりし半と云牙行の敷物
若く候しりし半と云候しりし半と云候しりし半
世に候しりし半と云候しりし半

凡諸色物に付しりし半に牙行ありし半價候しりし
在候しりし半に候しりし半に候しりし半に候しりし
貴き物候しりし半に候しりし半に候しりし半に候しりし
候しりし半に候しりし半に候しりし半に候しりし半に候しりし

も上の在候しりし半に候しりし半に候しりし半に候しりし
後之半に候しりし半に候しりし半に候しりし半に候しりし
ぬらへて論しりし半に候しりし半に候しりし半に候しりし
十貫より一杖一百流しりし半に候しりし半に候しりし半に候しりし
刺字に候しりし半に候しりし半に候しりし半に候しりし半に候しりし

物に候しりし半に候しりし半に候しりし半に候しりし半に候しりし
以候しりし半に候しりし半に候しりし半に候しりし半に候しりし
候しりし半に候しりし半に候しりし半に候しりし半に候しりし半に候しりし
是に候しりし半に候しりし半に候しりし半に候しりし半に候しりし
入人罪の律に候しりし半に候しりし半に候しりし半に候しりし半に候しりし
依り古の通に候しりし半に候しりし半に候しりし半に候しりし半に候しりし
枉法の賊に候しりし半に候しりし半に候しりし半に候しりし半に候しりし
りし半に候しりし半に候しりし半に候しりし半に候しりし半に候しりし

心

人為古の夷こと高臺物を内身して取りゆく時ゆゑたる
光素ぬめと符録ぬめの指布衣服等の類ハ若くは
とて介一切鎗刀等の又物并法度は銅鉄のふいび
少く取りゆく事とゆふはあお海若くはこゝに
市罪よりゆくはしれと取りゆく

一 其肅西寧等の不都指揮使入衛所と没者を
夷秋は月々の為しゆく事し若くは夷たよりゆく事
ゆゑは都指揮利等國防使等とせゆ事ゆゑは托智托智
て法事法事は活活志く軍人民人等物を買賣し又ハ
せりゆく事とおまにゆく事ゆゑは小と人し若くは
ゆゑ威勢ある者等男子姪部人頭目小組の頭目等
夷人のゆき馬ゆきゆゑは道はゆくもゆくゆく
いゆく代とゆく事又ハ法と物とゆく貴地ゆとわく

或は藤子貨物藤子運運はれたる物物瘦損頭畜物也馬馬の類
り類類ももゆく事ゆゑは正てまの難利金貨夷
人のもゆく事ゆゑは正てまの難利金貨夷
かゆく事ゆゑは正てまの難利金貨夷
恒の類は附近の衛處と交りて軍と元とゆく事
ゆゑは正てまの難利金貨夷
味せと又一味ゆく利とゆく事ゆゑは正てまの難利金貨夷
小ゆゆく事

一 成化十四年十一月初四日度ゆく事ゆゑは正てまの難利金貨夷
憲宗自皇帝より聖旨小遼東ゆく馬市とゆく事ゆゑは正てまの難利金貨夷
海西瑛朶顔福餘恭寧等より三衛所の下に属しゆく事
夷人の入ゆく買賣ゆく事ゆゑは正てまの難利金貨夷
ら毎月朔日朔日は日迄の内とゆく事ゆゑは正てまの難利金貨夷

あつては朝日あつては朝日十六日あつては朝日二十日あつては朝日の内
市と云ふ事二度も町筋小入来不夷ハ馬并ハ其
むけ七五九の物あつては朝日の商人の方ハ其
其時商人と云ふ味して市ハ入る資費をせしむ
然し其時中玉の資物ハ其商人ハ市ハ入る資
夷人ハ其資ハ其不及と云ふ方ハ其合張はくハ
ハ其交易ハ其資ハ其通事ハ其高資人ハ其
人ハ其資ハ其代ハ其代ハ其資ハ其資ハ其
資物ハ其資ハ其資ハ其資ハ其資ハ其資ハ其
ハ其資ハ其資ハ其資ハ其資ハ其資ハ其資ハ其
夷人ハ其資ハ其資ハ其資ハ其資ハ其資ハ其資ハ其
ハ其資ハ其資ハ其資ハ其資ハ其資ハ其資ハ其資ハ其

者ハ其資ハ其資ハ其資ハ其資ハ其資ハ其資ハ其資ハ其
ハ其資ハ其資ハ其資ハ其資ハ其資ハ其資ハ其資ハ其資ハ其
ハ其資ハ其資ハ其資ハ其資ハ其資ハ其資ハ其資ハ其資ハ其
ハ其資ハ其資ハ其資ハ其資ハ其資ハ其資ハ其資ハ其資ハ其
ハ其資ハ其資ハ其資ハ其資ハ其資ハ其資ハ其資ハ其資ハ其
ハ其資ハ其資ハ其資ハ其資ハ其資ハ其資ハ其資ハ其資ハ其
ハ其資ハ其資ハ其資ハ其資ハ其資ハ其資ハ其資ハ其資ハ其
ハ其資ハ其資ハ其資ハ其資ハ其資ハ其資ハ其資ハ其資ハ其

一 客商多くハ其資ハ其資ハ其資ハ其資ハ其資ハ其資ハ其資ハ其
之徒ハ其資ハ其資ハ其資ハ其資ハ其資ハ其資ハ其資ハ其資ハ其
截ハ其資ハ其資ハ其資ハ其資ハ其資ハ其資ハ其資ハ其資ハ其
ハ其資ハ其資ハ其資ハ其資ハ其資ハ其資ハ其資ハ其資ハ其
一箇月ハ其資ハ其資ハ其資ハ其資ハ其資ハ其資ハ其資ハ其資ハ其
俵後ハ其資ハ其資ハ其資ハ其資ハ其資ハ其資ハ其資ハ其資ハ其
ハ其資ハ其資ハ其資ハ其資ハ其資ハ其資ハ其資ハ其資ハ其

一 其田は病死^心しむる事ありしところを人軍衛に属する者
 が柄つゝをりさ色衛(後)して軍に充民をれ遠衛小安して
 軍に充

一 楊村蔡村河西等々の不運漕より米収入者存せ
 る所はとも我々威勢の強さふゆへせうた民の運漕し
 て米多取とれりとも年代次第(取入)も一つはこれ
 けりしれをとも車次もあつたといひ出して後運漕の志
 小しう右のやとい代と名なきうしてあつた若し飛代百
 九也あつたとい代と出せし其やういふは右のい
 人い色衛小安して軍に充ゆ也

一 云々... 徳田... 高人の志...
 高き物と入置りて運上代とら店代皇店とて扱ふ
 皇店も... 皇店の中代とく... 東城の内分

小作... 諸方より商人... 刑罰... 飛代...
 心若わ... 刑罰司... 一後して飛代...
 右の... 右の... 右の...

私造斛斗秤尺

斛ハ石ナリ... 秤ハ... 尺ハ...
右のハ長短云々... 定むる... 法...
云々の定むる...

天下通用の斛斗秤尺... 定むる... 寸法...
 民間より作りしと云候... 定むる... 寸法...
 ... 候... 定むる... 寸法...
 ... 候... 定むる... 寸法...
 ... 候... 定むる... 寸法...
 ... 候... 定むる... 寸法...

此の又云云候

はし又云候は、あまからゆりたるし、いふらうか
て、或は、小く又ハ、又ハ、又ハ、又ハ、又ハ、又ハ、又ハ、又ハ、
事、あら者、杖、六十

若府列縣あり、胡廷、
格、下、
才、法、
大、工、
司、
志、入、
い、
其、市、
物、
才、法、

若倉庫、
秤、
と、
の、
は、
因、
四、
た、
奉、
い、
て、

器用布絹不如法

器用の器、
絹、
不如、
法、

器用... 礼部... 祭礼... 天子... 常守... 禮律

禮律

祭祀并朝廷の儀式衣服居舎葬礼等の
礼部のすゝまよがひの御律を引

祭祀

天地宗廟并諸國の
祭祀事との御律を引

祭享

天地日月等を祭祀するは皇祖の廟木の祭享事との御律を引

凡大祀天地日月星辰及び廟享祭廟の條は天子の常守
所前に其の祭を司るべき人の名を以て天子に奏す
わづらひ申す事ありて天子の書に米日よを告
すべしと申す事ありて神樂親ら有らば法付て法役人小
方小若志せしむる若志十志を以て守らふべし其
事よ志をこころひ申す何事は杖一百又常守は例
の過若しめと申す事ありて法役人志を以て守ら
べし又常守の志を以て法役人の志を以て守ら
べし此れより失滯なりと申す事ありて天子の御律を引
若大祀廟享の祭礼は天子の御律を以て守ら
べし又祭廟享の祭礼は天子の御律を以て守ら
べし又祭廟享の祭礼は天子の御律を以て守ら
べし又祭廟享の祭礼は天子の御律を以て守ら
べし又祭廟享の祭礼は天子の御律を以て守ら

氏加へく杖八十より瘦損するは依く死とせられたるは
飛一尊を加へ一物若五十一牲として一尊代加へく飛杖
九十より少くは又祀り付三月の内中祀二月十日あり
中祀先農山川歷代帝王石のせに飛を祀り奉りつゝは
又祀と同多し少くは一の條より又祀丘壇神御の物と忠
すし事と云て中祀の丘壇神御れ物を以てしむの律を
一又此條より又祀の丘壇と同しやうに飛より少くは

毀大祀丘壇

凡天地を多り大祀の丘壇毀損する者も又よやうに毀損
杖一百流二千里墮門杖丘壇の内外の垣を毀つたれば杖七十
杖九十後二年半
若大祀の神靈凡所用の物儀悉くともつたう又かゆりしれ

杖一百後二年半より少くは杖七十後二年半
杖七十後二年半

條例

一 天地を多り壇より因半羊等の牲畜儀おひをり入て
物よりつせ又藉田天子の自耕に某とて耕し地は
肘を方紅のう介内りの地かうして物儀杖九十より藉
田小者束ぬら未祀と端のたはる奪ひしとも若く違制の
律よりつせ飛より少くは杖七十後二年半
杖九十後二年半

致祭祀典神祇

凡諸國より社二の神と櫻又穀の神山川風雲雷雨等の

流ははるかに神祇のせしむる祀典
とせしむるのりしむる祀典

神又と聖 のめら帝徳の明より王君より大忠に於て
下帝義に於ては烈士の教よの祀典小にして
多ありて若の神祀に其刑の法人牌位に其牌位
西に神に昇りて書志するも其牌位書付くは海を
小不割くは其の多ありて帝より一に其牌位に
若くは神に昇りて書志するも其牌位書付くは海を
とてよれらるるを以て其牌位に書志するも其牌位
のせらるる多ありて神に昇りて書志するも其牌位

歴代帝王陵寢

代に帝王と葬られたる墓は陵と云ふ事なり
内より帝王と葬られたる墓は陵と云ふ事なり
思して代に帝王と葬られたる墓は陵と云ふ事なり
賢人の墳墓のりらむむとていふ事なり

と墓にらるるにわづらひて代草にりり又耕作
とて又牛羊の畜をわづらひて耕作とていふ事なり
とて又牛羊の畜をわづらひて耕作とていふ事なり

襲漬神明

襲漬神明とは天に祀るる神明なり
襲漬神明とは天に祀るる神明なり
襲漬神明とは天に祀るる神明なり

凡庶民自ら祀祭するも天に祀るる神明なり
とて東に天の神明祀るる者も八十
其家長は罪よけり又僧家道士も八十
観りて執りて祀るる者も八十
祀儀の法没するも告同天帝の告文に表文

教白雲宗等は法儀主はくく惣一寺も亦正受
りたれ少くとも一寺に正受通祀成しゆる由り
祈りて一或らも家のなるに國又像をくわくして
人などいれりはくく焼者もせ東ありて焼らるるに
たう面じふよと音事とよとんといて必竟人の名状は
こりて寺も有れはくく後罷りたれ後たうも各杖
一百流正十里の飛りたれ

若軍民等神の像をくく一信條を家後一桐振を
たうく一各教とたり此神とじくもたうとい又教はくく
に糸指しとるくく一寺にありて寺とすも杖一百飛法
中人とくく一寺に下民急病なりとくくこれとて
祈法がくく一寺に信作するもつとくくこれとて
若里長くく者若れも寺とくくけりて寺も各杖

四十の飛りたれ

民間も毎年二月戊日八月戊日土入神儀まつる
大穀の高小も一里木の儀も海とくくお寄りて
糸を引く各杖とたり一桐振をくく一寺とすも各杖
寺とくく一寺も一寺も各杖の寺も一寺も一寺も
一寺も

條例

一 寺に口友人吏典軍人凡人僧道士の教宗にあて
てみくく一杖書清淨の祈りてくく預けたり一杖書
書を以て焼儀りやも木の寺とくく一寺も一寺も
くく一寺も一寺も一寺も一寺も一寺も一寺も
たりて人民とるい寺ゆりて寺の役も一寺も一寺も
丹茶を煉くく一寺も一寺も一寺も一寺も一寺も

丹茶は石の焼く一寺も一寺も一寺も一寺も一寺も
不老不死の薬とくく一寺も一寺も一寺も一寺も一寺も

小川と石の系種を持来ししものなりしに杞人と因ら
よ飛よけふにほれしとも時節よ新しと奏聞し以
後よさるる也

兼輿服御物

天子の御物に御用
に召し出されしものなり

天子に御用し物の類を匱めし入庫し召見せし
古物、その代修造ししものなり、古法のものにせ
られし杖六十御用はゆ代物出の時上向しゆを
者なりしれは若四十御用し車馬の類はもの
なりしゆを御用し杖八十馬車は竹の道を兼お
めししゆをかきし杖八十

若役人承りしものなり、腰御物類は内布
備用し或は又人は備あししものなり、御用し
も備あししものなり、古杖一百後之年よりしし入
すらししものなり、或はししものなり、又や
古物類は飛よけふの類なり、てししものなり、
てやゆしものなり、若は之等代減す

若御石の服はししものなり、又まはししもの
なり、服又二杖一百も又丈丈ししものなり、
ししものなり、の仕はししものなり、又船中
ゆにの類は、若は不足ししものなり、杖六十
はししものなり、若は若は若は若は若は若は
官銀はししものなり、若は若は若は若は若は
若は若は若は若は若は若は若は若は若は若は

收藏禁書及私習天文

天下制禁の書物や我りしものなり、又
又云彼は内布ししものなり、天文は若は若は

よまうして代式状さうさうとすい志もふとすし事いりし
しうもころび人の飛まわしにさく人れ飛さうさうとす
史は同飛ふりしゆ

失儀

礼とゆふ時立后深記の付
儀式を任りし事ふとす

凡そ礼の時さう又と國陵と深さる時さうし朝延(出
て百官お参りして禮状の付し深の禮状をらり
り又の冠をかきつるさうし一はさるさうのたれ事
さうし威儀を考へし備料よ半月は侍儀をた
て後さし其糾儀官礼儀の志もさうい
味ゆる友糾しめさうし
味ゆるさうしわけて吟味せさる者同飛しゆ

奏對失序

天子の同は奏し對しは身とさう
りていし事し記志さうし飛とさ

常式朝延に在り天子(御前)し出りての友人は
天子も方とつりし事と同飛しゆ
さうの若御直に奏すすりし友の阜に志も次
さうさうしゆさうしはさうし席とれ失
ふ者備料よ半月分の侍儀をたれゆ

朝見留難

百官の天子(朝見)する時
は使よりてさうし又の志もさう
すさうし事さうしはさうし
かにはさうし事さうし

凡儀禮司官臨壇寺の京にまり天子(朝見)し
ゆは早速し参りて朝見せし事さうし
さうしは志もさうしは朝見せし事
浙飛しゆ又の若もさうしは同飛事とさ
さうし同飛しゆさうしは

上書陳言

書とて又、此の指針を以て
の趣く言上とて陳言と云

愚して國家の政事、令を強ひて、民の怨み、民を苦しむ
とて、民を苦しむ、又理を失ひて、民を苦しむ
民人の心、民を苦しむ、利益を多しきとて、民を苦しむ
とて、民を苦しむ、又言ふ、民を苦しむ、兵部、刑部、
戸部、礼部、兵部、刑部、等、民を苦しむ、兵部、刑部、
監察御史、民を苦しむ、兵部、刑部、
授刑、民を苦しむ、兵部、刑部、
刑罰の事、民を苦しむ、兵部、刑部、
若、民を苦しむ、兵部、刑部、

實射一人の心を、民を苦しむ、兵部、刑部、
知つた、民を苦しむ、兵部、刑部、
史國、民を苦しむ、兵部、刑部、
す、民を苦しむ、兵部、刑部、

若民間諸職人、民を苦しむ、兵部、刑部、
と、民を苦しむ、兵部、刑部、
御前、民を苦しむ、兵部、刑部、
此、民を苦しむ、兵部、刑部、
若、民を苦しむ、兵部、刑部、
若、民を苦しむ、兵部、刑部、

たは清和の友人を斬罪ふはふあり

上の法後人より百工枝節に人よまらるる御前出で
道理そのりしつゆふさ上書文の文をいふに
えふがくともをえし書ににおよしあま書と
まゝすいゆりあすし文字言向のりしと
かゝらむかゝりしと書状あらん

若狭横之後辯古利口の後成りしつゆふさ上書文の文をいふに 國家の
事小あつりしあま書一のあま書とて書とて書とて書と
えふさとまらるるあま書とて書とて書とて書と
あま書とて書とて書とて書とて書とて書とて書と
しあま書者杖一百

若寛枉とて書とて書とて書とて書とて書とて書と
あま書とて書とて書とて書とて書とて書とて書と

あま書とて書とて書とて書とて書とて書とて書と
御前出で
あま書とて書とて書とて書とて書とて書とて書と
の罪より

見任官輒自立碑

此碑を立記して民をたしむる友人徳功ありし人
碑に記して後よき人の民と其徳功ありし人
あま書とて書とて書とて書とて書とて書とて書と
自身に碑を立記すは

凡そ今とて書とて書とて書とて書とて書とて書と
あま書とて書とて書とて書とて書とて書とて書と
自身に碑を立記すは
あま書とて書とて書とて書とて書とて書とて書と
あま書とて書とて書とて書とて書とて書とて書と

服舎違式

服は衣服車馬の物も舎人の衣類より友にふる早小よ
アツいれは定たる法式わくそ法よりさるる事と云

允官人よりし民人よりくも房舎車馬器物の法違ひを尋

考れ執つれし言ふもゆか法定めく少く少く執み

たうとも事ともしいへし若後またうくく少く少く

あり事とせし官人よりし杖一百古獄とくくあり再び

い仕せし官人の若くし若く十家したんをて罪より

ぬきとてしうくくく大ニ獄人につもこと若く十の罪より

就風風は改の衣服法違ひふし付り事禁制う事一う

さうか官人人民人におかしく付り若くといはれこと

杖一百後之年うくく杖うくくく大ニ獄人若

杖一百も若れ若き若くく束にうひら七人別杖う付

重法可付の職人よりうくくくのくくく何れも若くく

并し官より入りたり

若右のくくくくくくくくくくくくくくくくくく

くくくくくくくくくくくくくくくくくくくくく

若若れしてうくくくくくくくくくくくくくくく

ゆくして平人曰くくくくくくくくくくくくくく

條例

一所いしき親王府に郡土親王のじの儀賓ら親王に

銀花冠をけりたり金帯胸と背に獅子文はけり

縣主に親王の儀賓ハ銀花冠金帯郡主に郡主に

儀賓ハじ光素衣に郡主に郡主の金帯胸と背に虎と

約との紋とけりくくくくくくくくくくくくくく

浪帯卿君の儀賓ハ郡のじの光素衣に浪帯胸

と背に小彪の紋とけり若若とくくくく制法

右首く成り分ち下りしるもの地は借上り一交用る者ら
成り官はあら然るもは冠帝としりわけて平既
中といせくそ人は長帝の学授よつり書を後院流
法成りひりし平三のゆりく後院流す平とする
一南京北京九堂上り文官の職事わる衛門の長官に
上は后に堂にけり四不下れ者と大軍都督府に
介り軍事派管の官都指揮使在京五外の將守
守備の武友乃大功わくく云候伯封せられる者
老人少年に別ちなく下り馬の久く一轉りの多半
いちるりはお前若ら飛を下りか介の官人若
馬のつりおあ一つりめり交席をりせ又ら
小の轉りつりて門にさりさり来たり志ひつれとすり
指是流事にけりり者といくて不然乃律をめい指

揮下れ軍官ら赤洋とて飛伏吟味一京衛の一名
少者と介玉これ衛不もせり一介衛乃軍威をいしと
急衛一名一者俸差操せりしりし
一軍人民人僧道士等衣服法也れ飾り通り若上玉
ちりりり空り牛の法り平生の衣被り錦織
糸織羅子か後院羅る新色を并備けたれ衣服と若
利下り平派ゆりり飾通りりと裁金の輪を用りす描
金街の派用い酒若酒の金輪と用りす
派ゆりり派ゆりり派ゆりり派ゆりり派ゆりり
りつく様慢被得の教を受ける事としるり世ら金
備給紗の派用り円色を飾りたれ衣被金輪寶石に
してりらり首飾派用り獨劍腕の若貴く若貴
環を別派用り事とりらり又派用り一珍珠を飾り衣の若りと

履の白くしにほてつを又ら補子衣の袖と背よゆいの紋を紋下の白くする
との蓋類蓋類の上と蓋の蓋は禦浴者には花とむしひかかり
中とゆくと倡妓の袖子けりの羽を金の首飾獨剣と用ひ、
中らむるおまへく分と然古座ら中とせると此の事
家紋の上とゆひの飛よりい右の衣法法蓮りも等は
云々へ廟ありとせと

一官人吏人軍民人等衣法は玄黄紫より赤紫は
蟒の蛇龍形を北中半半半等ありの衣と付黑血等
りし硃紅黄色右の天子の服御の毛乃し親王家の指志あり
衣法器物と用ひ半とゆりさる若おすくと用ひ老ら
上の龍鳳紋と用ひ半は依く飛よりいも衣法法に
り考へ云々へ廟ありとせと

僧道并父母

偽あんに士父母とせせぬんを以て父母の許とあるを
又ハ父母死して善とけしむる若何人倫のゆとり
礼禽獸とせしませ

允僧比丘尼道士比丘女冠比丘尼世々の新いけんとて父母法
一光祖れをさすとせとせと一喪服は加身も在家
と同給よりしとせとせと一若く事とせとせと一
お省く者ハ杖一百して還信せしむるなり
右は類の者ハ衣服ハたく油油油油布若何用
り半とありは修行結けりの結後所をくは若くする
事とゆりさる若お省く若ハ若く十の飛よりい
を信せしむる衣法は官と廟ありとせと一若くの袈裟若何
士の法法より右の修行結けりを司り半は
と禁止は限よりい

失占天象

天文といふが
こゝにふりかへ

元天文 日月五星二十
八宿のれと云 種々には
毎代現して吉凶を示は
夫代何れ歎天監の言
一々いひ吉凶の極代
早迷奏オメとへい
昔の忠も御小い
此こたりいへり
杖六十

術士妄言禍福

術士は法陽の移りて
ト座の術なりして
吉凶禍福
いふ者なり右の者
圓の占事にかり
大札をかき
飢饉といふ又二日
かきんといふ
みづいかに
の飛と云

法陽家術士のたれ
文武官人のあは
お入へしに
禍福の事と流る人
をゆくりし事と
あるはあ
者杖一百と
いと易經の道理
いはれし人の
命を起す
令がし
年よりして
干支の
星と
推
算ありて
吉凶と考へ
ト課し
たれ
若
ハ課
試
り
し
事
と
い
ふ

若しは制禁の法よりい

匿父母夫喪

父母と夫の喪は
三をなす
至てま
た
か
い
匿
し
と
い
ふ
大
なる
罪
なり

父母又ハ夫の死したる
と云て
せり
夫代
行
し
て
腹
を
い
は
ら
志
ハ
杖
六十
後
一
年
父
母
と
夫
代
喪
の
年
月
い
は
ら
と
い
ふ
腹
を
い
は
ら
志
ハ
杖
六十
又
酒
妻
け
中
席
小
ほ
ら
志
ハ
杖
八十
朝
年
ハ
腹
を
い
は
ら
志
ハ
杖
八十
其
喪
の
日
月
た
ら
と
い
ふ
腹
を
い
は
ら
志
ハ
杖
六十
若
腹
を
い
は
ら
志
ハ
杖
六十
仕
官
人
父
母
の
喪
と
い
ふ
郷
里
に
か
り
し
年
乃
喪
と
い
ふ
外
の
喪
と
い
ふ
在
代
内
と
い
ふ
門
は
入
る
穢

事と勤り時日ら吉服とを思ひ一我々病に付ふは夫
それの志と人死時を思ひて是れは唐の世に朝親
の喪に服せしむる間勤りやせんかは思ひし
主暇の日遣くは後と勤り事と一あるふり官吏
人考父母死したるも憂へ下りて官位や先在りて人
く是れ若しふたし思ひしはくく父母は喪り
てあり、社父母伯叔姑兄弟人喪りて一りて憂へ
りしは事とせんかは思ひしはく一杖一石職位は
所し先きに叙せん又ハ喪しと下りてはくは喪りて
又ハ心とくたる意とくは思ひしはくは思ひしはく
ふ若ハ思ひしはくは思ひしはくは思ひしはくは思ひしはく
ハ思ひしはくは思ひしはくは思ひしはくは思ひしはくは思ひしはく
の事と下りてはくは思ひしはくは思ひしはくは思ひしはくは思ひしはく

志ししはくは思ひしはくは思ひしはくは思ひしはくは思ひしはく

若父母二年月表の年月まうは月か、あまもまうは
若ハ杖八十

其事にかくしたる官位の喪か、くも、又ハ思ひしはくは思ひしはく
喪りてはくは思ひしはくは思ひしはくは思ひしはくは思ひしはく
又ハ思ひしはくは思ひしはくは思ひしはくは思ひしはくは思ひしはく
も、思ひしはくは思ひしはくは思ひしはくは思ひしはくは思ひしはく
思ひしはくは思ひしはくは思ひしはくは思ひしはくは思ひしはく
職事わら友人任官し、くは思ひしはくは思ひしはくは思ひしはく
喪りてはくは思ひしはくは思ひしはくは思ひしはくは思ひしはく
二十七箇月ゆ、くは思ひしはくは思ひしはくは思ひしはくは思ひしはく
喪りてはくは思ひしはくは思ひしはくは思ひしはくは思ひしはく
せり、若ハ右側の事し、思ひしはくは思ひしはくは思ひしはくは思ひしはく

葬に志する小風水葬に流す向うしく
風水ハ向をえん水
脚紙をえん
葬に志する小風水葬に流す向うしく
葬に志する小風水葬に流す向うしく
墳地
とんまらんとしかこけを市次一柩を田名くも妙一壺
て年次より一葬の昔とせざる若ハ杖八十

我う親方られ親親のま言よせし居て大葬
し又ハ水葬するとハ水葬ハ杖八十早幼の遺言に
ううりる長あると右の地ハ大葬水葬するとし
し又二等と減す若我ハ祖父父母を方めく死し
しと子孫存てくし一葬の昔とせざる若ハ杖八十
と焼て葬儀のく向うとハ掛多る方小と向う一葬
と水ハさる

喪ハ花の祭儀と供養とく高し亦と後考りて
りいて法やかこさししとく男世派報一多酒
とけい肉を食すとのちも葬れたんよとく杖八十倍
道も同罪よりして居候せし

郷飲酒禮

郷飲酒の礼ハ周の代より有る明古礼とす
酒の法は酒にじ友人の痛疾民に長幼と
校のしんを酒高しとすしを法とす
よさるせ天子に法とす

凡郷黨乃出食ふら兎爾年かるとして年次より
よ付たりしと郷飲酒の礼ハなう一年老徳之れ若
とくしとす
者皆五十

通がら若ら若ら南日小部よ出るも用一と答四十と
中へ百戸の小部を如くして答六十

京城門の支人の一帯を城に玉ころ城門の支人よる又
一帯を城と右の帯（とあり）を此に置る頭目とて
此の帯とや一帯に置くに味せざるは人の
犯人と問ふは死よ如く詰しすめくはるか北味の
ゆゑを置くに置くも三帯を城に若く又母妻の病室に
又ハ病死するも自ら病死と云用めくはるか又
ハ病死の如く自ら病死と云用めくはるか又
人とたてまつるに由りて故かいらゆる若ら小部一
はく死よ中せらん

條例

一 皇城門の支人の帯よ若ら若ら取人そ人と配する

頭役の軍官總族小族等支配するは帯一たれり
少より又ハ公入めくはるか一帯一とす
是よ我らも下に軍人帯所とて置る人取取つとす
向せり居めとせり者十人の若ら若ら各杖一
百指揮の官の一帯降して千戸若ら若ら百戸小部
衛乃孫按所の孫按所一總族小族よる一小旗
の軍人小部一はればも色御一はり一帯俸食料差
探せし若ら若ら若ら若ら若ら若ら若ら若ら若ら
少少より一帯飛と上と用一はり一帯若ら若ら若ら
衛一はり一帯若ら若ら若ら若ら若ら若ら若ら若ら
五廻り一帯一帯一帯一帯一帯一帯一帯一帯一帯一帯
毎日の
門の支人の若ら若ら若ら若ら若ら若ら若ら若ら若ら
若ら若ら若ら若ら若ら若ら若ら若ら若ら若ら若ら

小毘代百等と傳へし中道御下酒する如く此をうけ
多りめちりすたる巡りて吟味の仕中へりありせぬら
にうらうら美人不足と生一めれはけり飛伏百て一の
御よきに書ふりてて書ふ者ありし軍官少族軍人
為吟味の良も所よりと申す人教りてありしと
もしや若二二度れは其人とて刑法月を遂て飛と
三度より飛と百との後色御下つりて先採せしけり

從駕警違

天子の御供より者供奉と
りて同いなるも飛と云

天子の御供より御供より御供より人おる御供より
とて御供より御供より又御供よりとて御供より
とて御供より御供より又一日とて御供より
御四十日三日一御供より十九日御供より一百止り

百戸より御供より御供より御供より
若御供より御供より御供より御供より
せり若二杖一百迄を不交りし軍人充百戸より
後御供より御供より御供より御供より
支配りし御供より御供より御供より御供より
とて御供より御供より御供より御供より
とて御供より御供より御供より御供より
御供より御供より御供より御供より
御供より御供より御供より御供より

直行御道

通病と云ふに直りて御供より御供より御供より御供より
御供より御供より御供より御供より御供より御供より

凡皇城門より午門の外備前門の御供より兼天門の
外の中橋迄は天子の守護のありしと云ふ御供より
軍人或は御車れとて又御供より御供より御供より御供より

れ東西の支那にても、
武百友并に軍人人民、
たに御送を直に、
殿中、
数人、
い、
は、
制の

内府上作人匠督役

内府に禁中、
天子御用の法也、
た、
元法也、

一、
内、
多、
宮殿造作罷不出

宮殿造作罷不出

宮殿内、
若、
他、

元宮殿、
心、
の、
り、
つ、

遣信をいし申の時と遣信をんくおつた玉も又形
顔々として見えて人形をかき入て名をて、改め金お
邊よりこの時と出入りする時内はあつておつた若の役罪よ
りしめりし監工官藤原提調源内使監官堀子の勢
この天子府を修めりて法を考へてその尚衣監
司夜監沖馬監印夜監鐵二監考は
此より若の役罪よるあつてちをんく若人救不足しは
そ供養しめりてその事状なりしく果迷ふ春は
すけりし右の監工官の官人人数の不足しは
とらへてあけてせんこせらるる若人と同形はし
子細な吟味をしめりて其の事状なりしく果迷ふ春は
事とせりし若の二等を減して飛杖一百し止ら

輒出入宮殿門

出入りし人
いかに若人のとき

外に後へつとれり又と咎め給へりし休息する
のれれし宮殿をおとせりし門にに若の事書付し
籍所の如くして之を代り甲運おとせりし
し内よりしつとれり又と咎め給へりし若人
小吉し又と目付汝人なりしつとれりし若人
汝人より通してつとれりし城門に入ると禁心と苦む
しつとれりし門籍のしつとれりし若の通しし輒
く入り安むりしつとれりし御入宮殿門に入若
いはしつとれりし杖一百
若軍人れ内より若衛する若汝人なりし若身の患
し若人よりしつとれりし若の事書付し
先も若の持しつとれりし兵仗御とせりし若人
兵仗よりしつとれりし若の事書付し杖一百

人れ親親を又ら思ひて一 飛火犯して若枝の刑を
よこすに人れを留れ改宥漸の友及び皇孫宗城
若れ門の當人として事とゆふをたふとやうにゆき
かゝ右の法よきに其の罪よけんとす味よか
アとら言の言入て香細か味する事とせん又人よ
な授けのりし又ハ眼をうけて支を古れ色の法よき
若れ犯人と飛火の

若天子別殿の也名なりと選ひて上の法よ充入給
ふ可ふむち方に此志に信教の人ありくと留れ改并よ
守衛者の法よきとす一とゆふ旨奉せし一と上よ長向
ふと又まゝ石れ逃奉す一法よのせ人よ一と香細よそ
能ののせせとらまよ上ありと行けしとす法よ古れ
の事よと飛火の法よきなり

衝突儀仗

天子の御行列をばりて通るに
儀仗の天子の車駕のち後より行列を

凡天子の御行列をばりて通るに
軍の御を軍人人民人小うにいつても道をとめて
多しとて交りぬ儀仗の内をばりて入む若ら後
飛火の御行列の御をばりてゆふと法よのせ人れ
かアとら人れをたす一傷出するよあから人よ方
れとらの旁に平儀一車をばりてゆふと法よのせ人れ
百官の御をばりて天子の宣旨としてちよわとら儀仗の
内へ入るよ儀仗の御をばりて入る若ら
杖一百典仗錦衣衛の千戸專護衛官軍用公はらひめ
故とありて入る若ら犯人といふ儀仗の内へ入
る儀仗の御をばりて入る若ら

より内れ牙帳門ハ天子ハ宮殿門と同一樽入合志
ら杖六十の懸よりへて

越城

城のついでに城を
出内入ら越せり

皇城と越か入ら者ハ後ハ京城の入口のついで
て出入する者杖一百流之ハ皇城の入口のついで
者杖一百官府の解云後の解正と云解之云レ垣牆と云て
か入ら者杖八十右ついでと云解かしてい
おほせされハ一等と獄ハ若罪あり
云レ獄ハ一等罪ハ治末代診決しその方へ
云レハ一等罪ハ後ハ越と流す

門禁鎖鑰

門ハ天子ハ人の出入すを禁す者ハ門禁と云鑰ハ天子ハ
鑰ハ天子ハ鑰をもち門と云ら流す者ハ門と云ら

允度ハいへり城門開き見せりや
下より者杖八十罷くゆへに御用と云
関一ハあり何ハに御用と云
小は者杖一百京城門と各一等と御用の者ハ
竹火急にか入ら者杖八十
すよりと云ハ別の事ハハ禁心の所ハにや
皇城川河を流して下より者杖一百
者小後ハ軍ハ元時ハ御用と云す
若く後罷ハ天子に御用と云す
定れハと格別ハ事ハ若く石ハ

懸帶関防牌面

関防ハ偽て入り入ら御用の防くハ牌面ハ札の
事ハ銅牌と云面ハ信記ハ二字ハ
此小牌と牌と云て禁中の門と云入する

凡胡廷一系内より文武官人及び内官男子は
其子の名を啓して一考といふ事をも亦いふ牙牌旗牌を授
小常侍厨子技府の銅牌を腰よこす付くか入らるるに於
てその名を以てたるはしるすに付くは料は旗二十
貫文かこしりし厨子技府の旗二十貫文かこすはたす
もの拾いあつたは早味は物か公儀へ申出らるるに於
て料は右に録を應ずる小常侍も亦小旗のついでと
腰よ付くはしりし又小旗を以てするはしりしに於て
清かれしはしりし事なりしは亦又賞はさすはたす
の類して牌を以てするはしりし内へ入らるるは八十人の
牌は借る者又借るは亦亦いふ事と杖一百何れ飛り
てもしりしはしりしは亦亦いふ事なりしは亦亦
は亦亦後飛を拾いしは亦亦いふ事なりしは亦亦

申出らるる杖一百後三年限し是より其事とすはしりし
人それの事とて犯人の名を以てしりしは亦亦いふ事
て許人たすはしりしに應ずるは亦亦いふ事なりしは亦亦
したる牌と杖の牌の何れはしりしは亦亦いふ事なりしは亦亦
人たすはしりしは亦亦いふ事なりしは亦亦いふ事なりしは亦亦
は亦亦いふ事なりしは亦亦いふ事なりしは亦亦いふ事なりしは亦亦
名は亦亦いふ事なりしは亦亦いふ事なりしは亦亦いふ事なりしは亦亦
亦亦いふ事なりしは亦亦いふ事なりしは亦亦いふ事なりしは亦亦
候へ許は亦亦いふ事なりしは亦亦いふ事なりしは亦亦いふ事なりしは亦亦
て應ずるは亦亦いふ事なりしは亦亦いふ事なりしは亦亦

條例

一各衙門の御用事なる軍官祿を其地所の定むる事は
軍人として御用にはしりし内定は亦亦いふ事なりしは亦亦

厨と云ふは、百里一遠に不^レ一^レ也、
とたるは、主細に同定して、
職二級と海一色をの、
内官、海軍と、
南と、
小、
杖、



[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]



